三井住友信託銀行

三井住友信託ダイレクト外貨普通預金取引規定

第1条 ダイレクト取引

- 1. 外貨普通預金について、契約者本人名義での口座開設、指定預金口座との間の振り替えによる預け入れ・払戻し、本人名義の外貨建て金融商品との間の振り替えによる購入代金の充当・解約代金の預け入れ等、当社がインターネットバンキングによる取り扱いを認めた取引を当社所定のパーソナルコンピューター等から行うこと(以下、「ダイレクト外貨普通預金取引」という。)ができます。
- 2. ダイレクト外貨普通預金取引は、当社所定の取引時間に行います。 ただし、所定の取引時間内に 受付手続きが終了しない場合は、その取引の実行は当社がダイレクト外貨普通預金取引を受け付けた 日の翌営業日以降となることがあります。
- 3. ダイレクト外貨普通預金口座開設は、取引に際して当社所定の方法により最新の契約締結前交付書面を受領し、商品内容をあらかじめ確認する必要があります。
- 4. ダイレクト外貨普通預金取引が、指定預金口座の残高不足など預金者の責めに帰すべき事由により、 成立しなかったときは、当社に生じた損害の賠償を請求することがあります。

第2条 外貨普通預金の預け入れ・払戻し

ダイレクト外貨普通預金取引の指定預金口座は、本人名義の「代表普通預金口座」とします。

第3条 届出事項

ダイレクト外貨普通預金取引について印章を使用するときは、預金者名義の「代表普通預金口座」の届出印を使用するものとします。取引の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いをした場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。

第4条 規定等の適用

ダイレクト外貨普通預金取引は、この規定のほか、外貨普通預金規定(個人用)、および、三井住 友信託ダイレクト取引規定その他の規定、当社の定める手続き、取引慣例等により取扱います

第5条 規定の変更

- 1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。
- 3. 契約者は、本規定についての変更の有無の確認、変更があったときの変更後の規定の郵送等による配布をいつでも当社宛請求することができます。

以上